

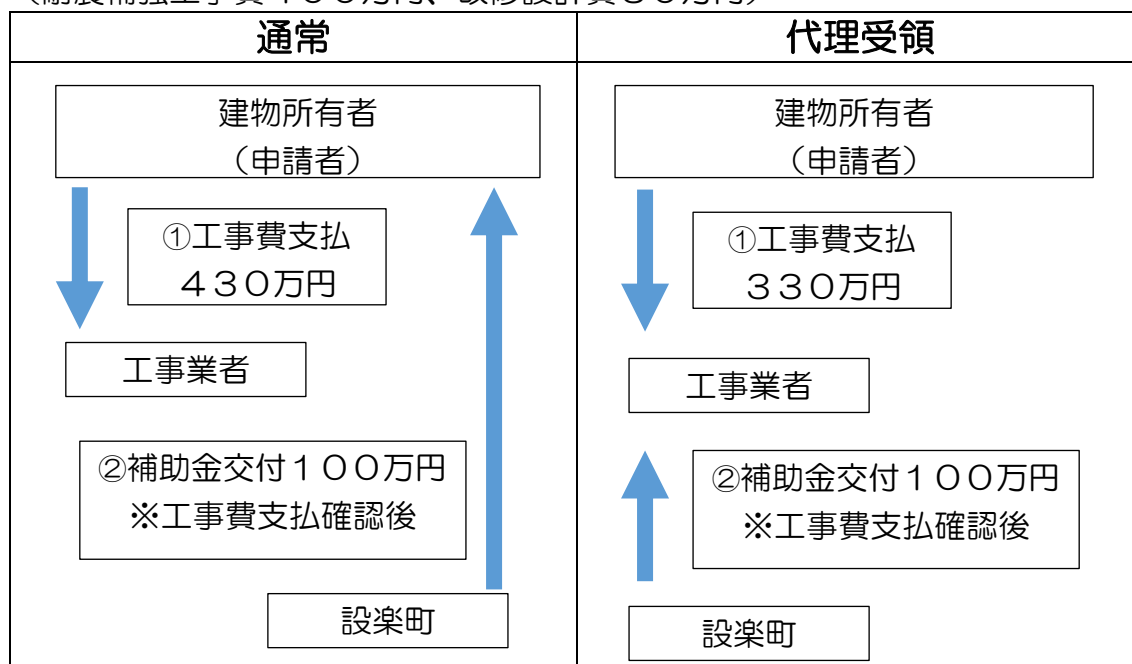
設楽町耐震等関連事業補助金 代理受領のご案内

設楽町では、令3年10月1日から耐震等関連事業補助金の代理受領ができるようになりました。

●代理受領とは？

建物を所有する方など（申請者）が設楽町の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除されます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、当初の負担が軽減されます。

<例> 工事費430万円 補助金額100万円の場合
(耐震補強工事費400万円、改修設計費30万円)



●代理受領できる補助金

以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。(ただし、区分所有された住宅に関する場合を除き、申請者は個人に限ります。)

※補助金の申請には、事前に「耐震診断」を受ける必要があります。

- ・ 木造住宅耐震改修工事費等補助事業
- ・ 耐震シェルター等整備費補助事業

町では、「木造住宅無料耐震診断事業」を実施しています。

愛知県が登録した「愛知県木造住宅耐震診断員」が無料で詳しく診断します。

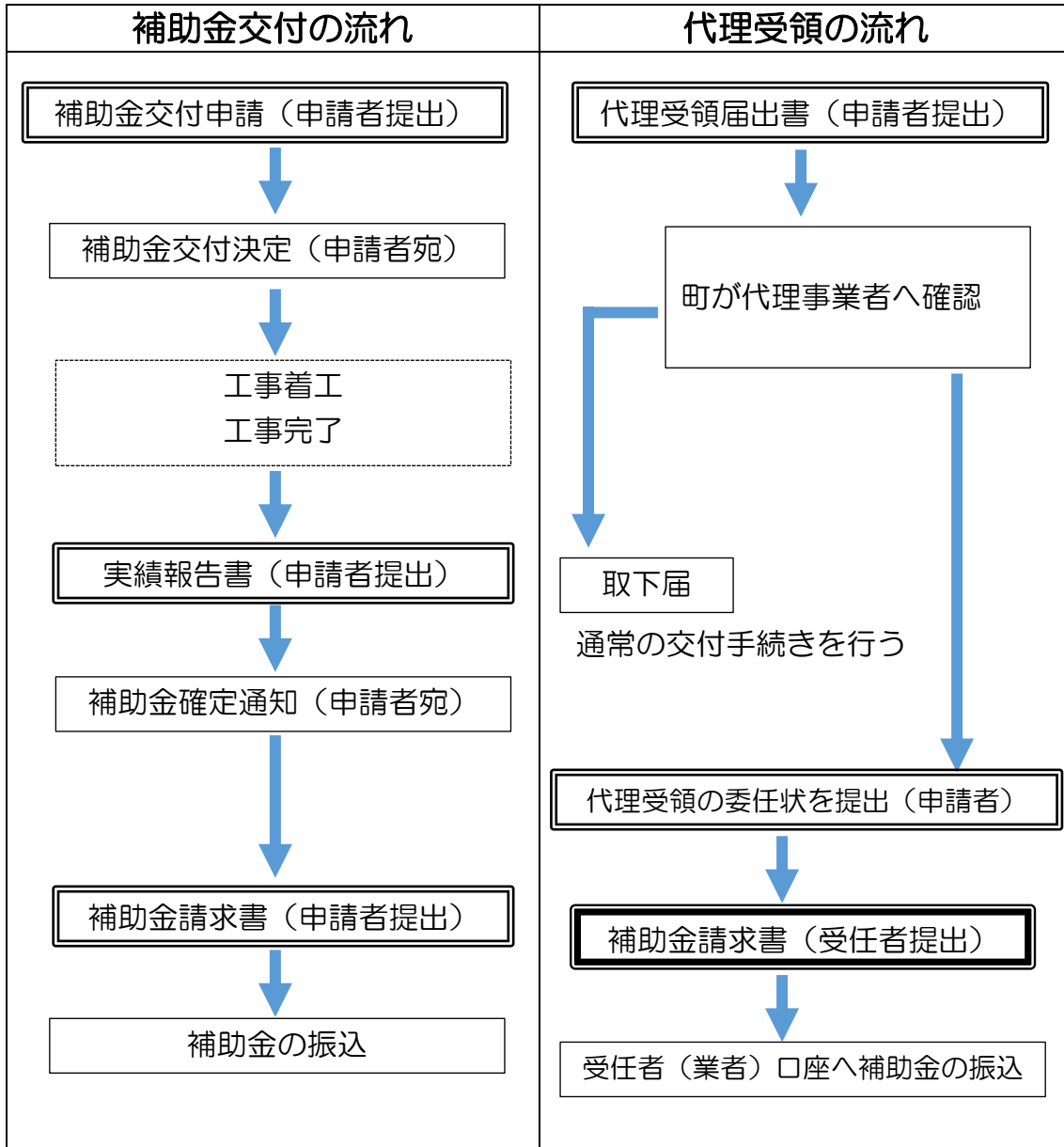
対象となる建築物は、①現在お住まいで、②木造（在来工法）で、③一戸建て、併用住宅、長屋住宅、共同住宅（貸家を含む）のいずれかで、④昭和56年5月31日以前に新築されたものです。

※申込みは、住宅所有者に限ります。（貸家の場合は、賃借人の同意が必要です。）

●代理受領したい方は

- 補助金交付申請にあわせ別途書類の提出が必要です。
- 代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- 申請者と工事業者が代理受領を行うことについて確実に合意していなくてはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- 設楽町では、代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、受任者（事業者）に確認させていただきます。確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。

●代理受領の流れ



●お問い合わせ 設楽町総務課 消防防災室 0536-62-0511